

愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業 [概要Q&A]

Q01 愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業とは？

A01 福祉医療機構の退職手当共済と全国社会福祉団体職員退職手当積立基金を補完する形で、社会福祉事業の振興に寄与することを目的に、愛媛県社協が昭和 63 年に設立した**独自の制度**です。

簡単に言うと… 契約法人からお預かりした掛金を運用し、退職者が出た際に給付金として返還する仕組み。



福祉医療機構 退職手当共済制度の場合は…

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づいています。

Q02 契約（加入）対象は？

A02 民間社会福祉施設及び団体（社会福祉協議会等）を運営する法人（愛媛県社協会長が認めたもの）です。ただし、NPO法人、営利法人は現在加入できません。

※社会福祉法人が経営する場合に限り、老人保健施設等の施設・事業所も契約可能です。

福祉医療機構 退職手当共済制度の場合は…

「社会福祉施設等・特定介護保険施設等・申出施設等」を運営している**社会福祉法人**に限られています。（申出施設等のみを運営している場合は契約できません。）

※契約は任意ですが、契約を締結した場合は全ての施設や事業を加入しなければならないなど一定の条件があります。加入した施設は、当該施設の加入対象職員全員が加入しなければなりません。

○**社会福祉施設等**…契約を締結した場合、全ての施設や事業を加入しなければなりません。

養護老人ホーム、保育所、救護施設、婦人保護施設 等

○**特定介護保険施設等**…加入は法人の任意です。施設や事業単位で加入します。

特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人居宅介護等事業、障害者支援施設、地域活動支援センター 等

○**申出施設等**…加入は法人の任意です。施設や事業単位で加入します。

介護老人保健施設、老人福祉センター（デイサービス事業を除く）、病院
母子福祉センター、児童館 等

Q03 毎月の掛金はいくらですか？

A03 対象職員1人あたりの掛金月額、基準給与月額（本俸月額）に1000分の33を乗じた額となります。ただし、事業主掛金（法人負担）と対象職員掛金（加入対象者負担）の合計額となりますので、それぞれ基準給与月額に1000分の16.5（1.65%）を乗じた額（円未満切り捨て）を計算し加算してください。

【算出例】基準給与月額（本俸月額）175,000円の対象職員の場合

事業主掛金 = $175,000円 \times 16.5 / 1,000 = 2,887.5円$

対象職員掛金 = $175,000円 \times 16.5 / 1,000 = 2,887.5円$

掛金月額 = $2,887円 + 2,887円 = 5,774円$

↑5,775円ではありません。

基準給与月額（本俸月額）とは…

毎年4月（年度途中で加入の場合は別）に契約法人から事務局（愛媛県社協）に提出いただく「基準給与月額（本俸月額）届」で届け出る基準給与月額が、その年度の基準給与月額となります。4月から翌年3月まで適用され、途中で変更することはできません。

※基準給与月額には、特殊業務手当・管理職手当・職能等手当・通勤手当等は含みません。

※年度途中で加入する法人・職員の場合は加入時に届け出る基準給与月額がその年度3月まで適用されます。

すなわち…年度途中で掛金額変更はありません。

福祉医療機構 退職手当共済制度の場合は…

毎年度、厚生労働大臣が定めることとなっています。

令和6年度における職員1人あたりの単位掛金額は、45,500円です。

※共済法及び厚生事務次官通知に明記されておりますように掛金の職員負担はありません（できません）。

●社会福祉施設等職員

契約者負担45,500円

+国補助金45,500+都道府県補助金45,500円=136,500円

●特定介護保険施設等職員・申出施設等職員

契約者負担136,500円（45,500円×3）

Q04 掛金はいつ支払うのですか？

A04 月々の掛金は、契約者（法人）単位で事業主掛金と対象職員掛金の合計額を取りまとめて、所定の「掛金振込通知書」で、毎月末までに納付していただきます。

複数の施設を経営する場合でも契約者（法人）単位の一括納付となります。

ただし、給与支払日の関係により月末までの振込が難しい場合などは、個別にご相談ください。

休職した場合は…

届出により、対象職員が休職した場合の掛金中断、復職した場合の掛金再開をすることができます。なお、中断した期間は加入期間から除外されますので、退職給付金の算定に影響があります。

福祉医療機構 退職手当共済制度の場合は…

毎年度4月1日現在の職員数に応じて掛金額（年額）を一括納付します。

年度途中で契約を締結した場合は月割りで納付することになります。

※中断・再開の考え方はありません。

Q05 退職給付金はいくらですか？

A05 基準給与月額（本俸月額）の累積額に実施規程「別表1・退職一時金（遺族一時金）算定乗率表」に定める支給乗率を乗じて得た額（円未満切り捨て）が、給付金（退職一時金等）となります【累積給与比例方式】。

ただし…加入期間が1年（掛金納付月数が12か月）に満たない場合は給付金の対象になりません。

計算式 対象職員期間の基準給与月額×累積額 × 別表1に定める率

【例】基準給与月額（本俸月額）の累計額が46,800,000円の対象職員が、令和7年3月31日に退職（加入期間20年0か月・中断期間なし）した場合
46,800,000円×0.0363（算定乗率）＝1,698,840円

※多様な雇用形態への対応を目的として、令和7年4月の制度改正により給付金の算定方式を【最終給与比例方式】から【累積給与比例方式】に変更しました。この改正では新旧制度で給付金額が同水準となるよう設定していますが、制度改正以前に加入していた職員でこれまでの給与の累積状況や直近の昇給状況により制度移行時点の給付金額が旧制度の方が高くなる方については、その差額（調整額）を退職時に上乗せして支給します。

福祉医療機構 退職手当共済制度の場合は…

福祉医療機構ホームページの退職手当金計算シミュレーションでご確認ください。

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/taisyokuteate/>

Q06 どのように財源を確保しているのですか？

A06 事業の財源は、お預かりする掛金と積立資産の運用益です。掛金は下記の三者により、あらかじめ定めた種類・運用方法の範囲の中で予定利率2%の運用方針に沿って、掛金を管理・運用しています。

三井住友信託銀行	掛金の8割	幹事会社
りそな銀行	掛金の1割	
住友生命保険相互会社	掛金の1割	

資産運用（時価構成比）…※許容レンジは前後10%（キャッシュ等以外）

- 国内債券：62.0%
- 国内株式：14.0%
- 外国債券：8.0%
- 外国株式：14.0%
- キャッシュ等：2.0%

Q07 現在どれくらい預かっている金額（積立額）がありますか？

A07 時価評価で83.6億円（令和6年度末時点）です。

※時価とは有価証券を実際に売買可能だと思われる価格です。

- 令和6年度末での契約数は153法人、対象職員数は9,131人。
対象職員が全て退職した場合の退職給付金の合計は、71.1億円であったため、**充足率は117.7%**でした。

Q08 対象職員の全てが退職した場合の給付金額を上回る積立額となっているのであれば給付金額を増額しても良いのではないですか？

A08 対象職員の全てが退職した場合に必要な給付金の額を要支給額と言い、要支給額に対する積立金（時価）の割合を充足率と言います。充足率は景気、制度の見直し等により変化します。安定継続を最重要と考えているため、単年度の充足率上昇のみで給付金額の変更等を行うことはありません。

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
77.3%	82.9%	106.8%	110.9%	109.9%	113.9%	115.7%	116.9%
平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		
105.8%	115.1%	115.7%	113.9%	123.7%	117.7%		

Q09 事業の見直しは、どのような時に行うのですか？

A09 過去の主な見直しとしては、

- ①平成12年からの不況により平成17年度に給付金を10%減額
- ②平成17年度保険業法の改正に伴い平成19年度に事業名称、規程、実施規程を変更
- ③平成19年度保険業法への対応に伴う金融商品取引法への体制整備
- ④平成20年からの不況の影響により平成25年度に下記項目を変更
 - * 退職年金の廃止（退職一時金のみ支給）
 - * 積立水準の回復計画（要支給額80%以上への回復）の設定
 - * 掛金10%増、退職金10%減に変更
 - * 掛金計算上の年間昇給率10%上限から7%上限に変更
 - * 資産運用比率（指定金銭信託契約・許容レンジ10%）の変更
 - 国内債券48%から62%へ ○国内株式24%から14%へ
 - 外国株式18%から14%へ ○外国債券8%及びキャッシュ等2%は変更なし
 - * 運用委託機関の変更
 - 「第一生命保険(株)」⇒「りそな銀行」へ変更
 - * 対象職員1名の掛金納入期間40年上限の設定
- ⑤平成30年度から電子申請システムを導入
- ⑥令和7年度から多様な雇用形態への対応を目的とする給付金算定方式等を変更
 - * 給付金の算定方式を最終給与比例方式から累積給与比例方式へ変更
 - * 基準給与月額の上昇上限7%を廃止
 - * 基準給与月額の上限500,000円を廃止
 - * 対象職員1名の掛金納入期間を上限50年に延長

Q10 事業の見直し前に契約法人へのお知らせがありますか？

A10 事業の適正な運営を期するため、規程及び実施規程の改廃、適正な積立水準に関する事項、その他重要事項については、本事業の運営委員会の承認を得なければなりません。また、愛媛県社協の理事会に付議する事項については、運営委員会の承認を得た後、全契約者に意見を聞き、契約者の3分の2以上の合意を得なければ、これを付議することができない決まりになっています。

★事業の見直しで本会理事会に付議すべき事項である場合には、契約者の3分の2以上の合意が必要です。

運員委員会は…

契約法人の代表者等13名で構成しており、その委員長及び副委員長は委員の互選となります。

Q11 加入法人・対象職員等の状況を教えてください

A11 事業の状況（令和7年3月31日現在）

契約法人数		153法人	県内社会福祉法人の 加入率は約68%
対象職員数		9,131名	
新規対象職員	令和4年度	1,153名	
	令和5年度	996名	
	令和6年度	1,060名	
対象職員平均年齢		44.3歳	
対象職員平均期間		9年4か月	
対象職員平均基準給与月額		201,112円	
退職者	令和4年度	1,128名	
	令和5年度	1,336名	
	令和6年度	1,018名	
退職者平均年齢		44.9歳	
退職者平均加入期間		6年10か月	
退職給付金平均支給額		517,154円	
掛金額	令和4年度	733,281,276円	
	令和5年度	729,799,232円	
	令和6年度	730,943,084円	
給付金額	令和4年度	611,199,358円	
	令和5年度	658,450,050円	
	令和6年度	526,979,525円	

愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業 [よくある質問 Q&A]

Q12 [契約・加入関係] 法人本部は愛媛県外ですが契約できますか？
A12 できます。①法人本部所在地が県内の場合の県外施設等に勤務する職員、②法人本部所在地が県外の場合の県内施設等で勤務する職員、①②どちらも加入できます。ただし、②の職員が県外に異動した際は、脱退（事業における退職扱い）または中断（短期間のうちに再度、愛媛県内への異動が見込まれる場合）の手続きをお取りいただく必要があります。
Q13 [契約・加入関係] 施設（事業所）ごとに登録が必要ですか？
A13 施設（事業所）の登録は任意です。 1つの法人を施設ごとの登録とするか法人として1つの登録とするかをお選びください。
Q14 [契約・加入関係] 契約法人の新規採用職員は必ず加入しなければいけませんか？
A14 愛媛県社協の独自の制度であり、必ず加入しなければならないという決まりはありません。 ※契約法人の内、対象職員となるのが1名であっても契約することが可能です。 (ただし、各法人で加入する基準を定める等の対応をお願いします。)
Q15 [契約・加入関係] 契約法人の新規採用職員で制度に加入を決めている場合、採用日から加入しなければいけませんか？
A15 職員の加入時期に定めはありません。ただし、退職給付金を支給する対象となるために必要な1年間の加入期間（掛金12か月分の納付）を早期に満たすために、採用月＝加入月とされているケースが多いです。
Q16 [基準給与月額関係] 日給月給制の職員（俸給表によらない職員）の基準給与月額はどのように計算するのですか？
A16 日給の額に21を乗じた額で届出をしてください。

Q17 [基準給与月額関係]

雇用形態の変更に伴い本俸額が大きく変わりますが、年度途中で基準給与月額の変更はできますか？

A17 加入中の対象職員が臨時職員やパートから正規職員になった時など、雇用形態の変更に伴い本俸月額が変わることが予想されますが、同一年度における基準給与月額の登録は年1回（毎年4月）のみです。年度途中での変更はできません。

例) 日給6,000円のAさん（加入中）が、10月1日から正職員になり本俸月額が150,000円になった場合

今年度の基準給与月額は、 $6,000円 \times 21日 = 126,000円$ で登録されており、年度の途中で変更することはできません。翌年度分の基準給与月額を登録する時（翌年度の4月）に、変更することとなります。

※なお、令和7年4月の制度改正により基準給与月額の昇給上限（7%）及び上限額（500,000円）が廃止されましたので、毎年4月1日現在の本俸月額をそのまま登録いただくこととなります。

Q18 [基準給与月額関係]

新たに採用した職員が前所属でも県の退職共済に加入していたため、継続異動の手続きを取りたい。本俸月額が変わるため新たに基準給与月額の登録ができますか？

A18 前所属の法人の退職から次の所属法人の就職が隙間なく行われる状況（掛金納付が隙間なく行える状況）である場合、退職・加入の手続きではなく、継続異動の手続きが可能です。継続異動の場合は、異動した月から基準給与月額を次の所属法人での本俸月額に変更することが可能です。所定の様式（様式第20号：契約者間継続対象職員異動届）を作成の上、事務局まで提出してください。

Q19 [基準給与月額・退職給付金関係]

基準給与月額の累計額や退職給付金について、現時点でどのくらいの金額かはどこでわかりますか？

A19 毎年4月の基準給与月額登録後に送付する『様式第10号：年度掛金月額通知書』に、職員別の前年度末時点の基準給与月額の累計額を記載します。また、毎年3月末に送付する『様式第23号の2：対象職員別拠出金台帳』に当該年度末時点での退職一時金額を記載しますので、参考にご確認ください。

Q20 [掛金関係]

掛金の額を誤って振込みましたどうすれば良いですか？

A20 事務局までご連絡をいただいた上で、翌月の掛金のお振込み時に差額の調整（追加・差し引き）をお願いします。

○誤りの内容が「正しい額よりも振込額が少なかった」という場合

翌月分の掛金納付時に不足掛金額分を足して納付してください。

○誤りの内容が「正しい額よりも振込額が多かった」という場合

翌月分の掛金納付時に過払掛金額分を差し引いて納付してください。

※ただし、年度をまたぐ差額が発生することを避けるため、3月分の掛金額に誤りがあった場合などは、翌月の掛金での相殺ではなく追加の納付等を行っていただく必要がありますので、必ず事務局までご連絡ください。

Q21 [会計処理関係]

掛金納付時の会計に関する処理はどうすれば良いですか？

A21 事業主掛金（法人負担掛金）は、契約者が、将来退職者へ支払うべき退職金の財源を確保するため、準備資金を事前にこの退職共済支援事業に預託しているという性格上、掛金納付時に法人資産として資産計上する必要があります。（貸借対照表における資産の部に計上）

なお、対象職員掛金（本人負担金）は、法人資産に計上できません。給与支払時に対象職員本人の給与から控除したものを一度預り金で受け、預り金から支出します。

※別資料「愛媛県民間社会福祉事業従事者退職年金共済支援事業 会計処理」でご確認ください。

Q22 [掛金関係]

休職する職員についても掛金を納付する必要がありますか？

A22 対象職員が休職・復職する場合、「掛金中断・再開届」の提出により、休職した月からの掛金中断、復職した月からの掛金再開をすることが可能です。なお、掛金の中断期間（掛金中断月数）は、退職時に加入月数からは除外されます。

Q23 [各種届出関係]

月々の届出の締切はいつですか？

A23 各種届等の提出期限は、毎月20日までとなっています。提出期限を過ぎての届出は、正確な処理月での取り扱いができない場合がありますので、ご了承ください。

また、過去の申請に漏れや間違いがあった場合でも、過去に遡っての処理は受け付けられませんので、ご注意ください。

例) 下の①～⑤の申請を行う場合、各届出様式を作成の上、2月20日までに事務局へ提出する必要があります。

- ① 1月分掛金まで納付の1月 退職職員【第11号：対象職員退職報告書及び給付金請求書】
⇒締切2月20日 ⇒送金3月20日頃
- ② 2月分掛金から納付の2月 加入職員【様式第7号：対象職員異動報告書（新規）】
- ③ 2月分掛金から中断の職員【様式第16号：掛金中断・再開届】
- ④ 2月分掛金から再開の職員【様式第16号：掛金中断・再開届】
- ⑤ 2月分掛金からの納付の継続異動の職員【様式第20号：契約者間継続対象職員異動届】
⇒前法人の最終納付が1月分まで（掛金の納付に隙間がない異動）

Q24 [掛金・各種届出関係]

月途中での加入・退職の場合、手続きと掛金が必要か否かの目安はありますか？

A24 月途中での退職共済への加入は従事日数が10日以上あるか否かを目安としてください。また、月途中での退職は、原則として掛金納付が必要（退職月までが加入期間）とお考えください。

例) ※原則

①令和**年1月15日採用(従事日数12日)の職員

⇒1月からの加入対象となります。加入の場合1月分の掛金が発生します。
新規加入の届出締切は1月20日までとなります。

②令和**年1月20日採用(従事日数9日)の職員

⇒2月からの加入対象となります。加入の場合2月分の掛金が発生します。
新規加入の届出締切は2月20日までとなり、加入日は2月1日になります。

③令和**年1月20日退職の職員

⇒1月掛金が発生します。
退職の届出は2月20日までとなります。

④令和**年1月 5日退職の職員

⇒1月掛金が発生します。
退職の届出は2月20日までとなります。

③④例で掛金支払を前月(12月)までとする場合は、下のいずれかの手続きが必要です。

- ・前月末での脱退(退職扱い)として1月20日までに届け出る。
- ・当月(1月)分中断を1月20日までに届け出た上で、退職を2月20日までに届け出る。

Q25 [会計処理関係]**退職給付金が0円（1年未満の退職）の場合のどのような処理になりますか？**

A25 退職給付金0円の場合と法人間継続異動時の異動前法人は「(借方)退職給付引当金(貸方)退職給付引当資産」で同額を減少させる処理となります。

ただし、会計システム上で連動科目がどのように設定されているか等により、整合性がとれない可能性があります。「非資金諸口」を使用するなど、実際の処理の詳細については各システム会社にご確認ください。

Q26 [各種届出関係]**届出の様式はどこで入手できますか？**

A26 電子申請システム(ダイレクトクラウド)の「共有BOX→共通書式フォルダ」または本会ホームページ「愛媛県退職共済支援事業」のページから、必要な様式をダウンロードの上、ご使用ください。

Q27 [各種届出関係]**規程や会計処理に関する資料は公開されていますか？**

A27 上記Q25と同様に、電子申請システム(ダイレクトクラウド)及び愛媛県社会福祉協議会のホームページ上に公開しています。

■電子申請システム(ダイレクトクラウド)

<https://web.directcloud.jp/login>

■愛媛県社協ホームページ

<https://www.ehime-shakyo.or.jp/>

Q28 [その他]**福祉医療機構などの他の退職共済制度にも加入しているが、それぞれ異なるタイミングで退職金を請求することができますか？**

A28 可能です。県退職共済事業は本会の独自事業であり、他制度とは別のものであるため、本事業の実施規程に基いて退職金の返還処理を行います。具体的には、契約者(契約法人)の対象職員が退職した場合、定められた請求書(様式第11号)を本会に提出することで、退職一時金対象額を契約者に返還することとなっています(実施規程第7条・12条等)。

ただし、複数の支払者から異なるタイミングで退職金を受け取る場合、退職所得控除の計算等に影響があるケースも考えられます(前年以前に他の支払者から支払われた退職金があり、退職所得控除額の勤続年数が重複期間に応じて除外される場合等)。

再雇用後の退職時期、他制度の退職金額などを考慮した上で、退職金の請求時期については各法人でご判断ください。

なお、税関係の詳細は、直接、税務署や税の専門機関までご確認ください。

■複数の制度で退職金の請求時期が異なる場合 <イメージ図>

